

経済水道委員会

説明資料

犯罪被害者等支援条例（仮称）の
検討状況について

平成29年9月8日

市民経済局

目 次

	頁
1 国の状況	1
2 本市の犯罪情勢	3
3 本市の犯罪被害者等支援の概要	3
4 条例制定の必要性	4
5 検討状況	4
6 他都市の状況	8
7 今後のスケジュール	8

1 国の状況

(1) 経過

時 期	内 容
昭和56年 1月	「犯罪被害者等給付金支給法」施行
平成 8年 2月	「被害者対策要綱」策定
平成12年 5月	「刑事訴訟法及び検察審査会法の一部を改正する法律」及び「犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律」公布
平成13年 7月	「犯罪被害者等給付金支給法の一部を改正する法律」施行
平成17年 4月	「犯罪被害者等基本法」施行
平成17年12月	「犯罪被害者等基本計画」閣議決定
平成23年 3月	「第2次犯罪被害者等基本計画」閣議決定
平成28年 4月	「第3次犯罪被害者等基本計画」閣議決定

注 「犯罪被害者等給付金支給法の一部を改正する法律（平成13年7月施行）」により題名が「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律」に改められる

(2) 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律の概要

目的	犯罪被害者等給付金を支給するとともに、犯罪行為の発生後速やかに、かつ、継続的に犯罪被害者を援助するための措置を講じ、犯罪被害者の権利利益の保護が図られる社会の実現に寄与する
犯罪被害者等給付金	<p>国は、犯罪被害者があるときは、犯罪被害者又はその遺族に対し、犯罪被害者等給付金を支給する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遺族給付金 犯罪行為により死亡した者の遺族 最高額29,645千円 ・重傷病給付金 犯罪行為により重傷病を負った者 上限額1,200千円 ・障害給付金 犯罪行為により障害が残った者 最高額39,744千円

(3) 犯罪被害者等基本法の概要

基本理念	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施策は被害の状況、原因、犯罪被害者等の置かれている状況その他の事情に応じて適切に講ぜられるものとする ・ 施策は犯罪被害者等が被害を受けたときから再び平穏な日常生活を営むことができるよう、支援等を途切れることなく受けることができるようにする
国の責務	基本理念にのっとり、犯罪被害者等のための施策を総合的に策定し実施する
地方公共団体の責務	基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、地域の状況に応じた施策を策定し実施する
基本的施策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 相談及び情報の提供等 ・ 損害賠償の請求についての援助等 ・ 給付金の支給に係る制度の充実等 ・ 保健医療サービス及び福祉サービスの提供 ・ 安全の確保 ・ 居住の安定 ・ 雇用の安定 など

(4) 第3次犯罪被害者等基本計画の概要

期間	平成28年4月1日から平成33年3月31日まで	
重点課題に係る施策	損害回復・経済的支援等への取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 給付金の支給に係る制度の充実等 ・ 居住の安定 など
	精神的・身体的被害の回復・防止への取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保健医療サービス及び福祉サービスの提供 ・ 安全の確保 など
	刑事手続への関与拡充への取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 刑事に関する手続きへの参加の機会を拡充するための制度の整備等
	支援等のための体制整備への取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 相談及び情報の提供等 ・ 民間の団体に対する援助 など
	国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国民の理解の増進
地方公共団体に係る具体的施策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 見舞金制度等の導入促進 ・ 公共住宅への優先入居等 ・ 総合的対応窓口の設置及び地域住民に対する周知の促進 など 	

2 本市の犯罪情勢

(1) 刑法犯

区 分		平成27年	平成28年
刑法犯認知件数		31,628件	28,618件
	うち財産犯	24,920件	22,268件
	うち凶悪犯	144件	154件
死傷者数		767人	808人
	死者	12人	15人
	重傷者	43人	46人
	軽傷者	712人	747人

注1 名古屋市部（尾張旭市を含む）の件数及び人数

注2 財産犯とは強盗、恐喝、窃盗、詐欺、横領及び占有離脱物横領の罪種の計

注3 凶悪犯とは殺人、強盗、放火、強姦の罪種の計

注4 重傷者とは、全治1か月以上の傷害を受けた者

(2) 交通事故

区 分		平成27年	平成28年
人身事故発生件数		14,250件	13,296件
死傷者数		17,745人	16,318人
	死者	52人	30人
	重傷者	296人	238人
	軽傷者	17,397人	16,050人

注1 死者は交通事故発生後24時間以内に亡くなった者

注2 重傷者とは、全治1か月以上の傷害を受けた者

3 本市の犯罪被害者等支援の概要

- ・地域安全推進課（市役所）及び地域力推進室（区役所）における案内・情報提供
- ・一時避難施設宿泊制度
- ・市営住宅のあっせん、目的外使用
- ・被害者支援入門講座及び職員研修の実施
- ・（公社）被害者サポートセンターあいちへの助成
- ・名古屋市犯罪被害者等支援庁内連絡会議の開催
- ・愛知県被害者支援連絡協議会への参画

4 条例制定の必要性

- ・ 犯罪被害者等基本法が施行され、国の犯罪被害者等のための施策は着実に進展しており、本市としても関係機関等と連携し一定の支援を進めてきたが、犯罪被害者等の抱える問題が全て解決したわけではない
- ・ 犯罪被害者等の権利利益の保護が図られる社会の実現に向けてさらに一歩踏み出すには、関係機関等との役割分担の中で、本市として明確な方針を定め犯罪被害者等の視点に立った施策を講ずる必要があるため

5 検討状況

(1) 検討懇談会

ア 構成員

氏名	所属	役職
宇田 幸生	宇田法律事務所	弁護士
加藤 克佳	専修大学法科大学院	教授
青木 聰子	NPO法人犯罪被害当事者ネットワーク緒あしす	代表
阪口 玲香	TAV交通死被害者の会	会員
小島 きぬ子	(公財)被害者サポートセンターあいち	犯罪被害相談員
片岡 笑美子	性暴力救援センター日赤なごや	なごみセンター長
三輪 康弘	愛知県警察本部警務部住民サービス課	犯罪被害者支援室 室長

注 氏名及び所属・役職は平成29年4月1日現在

イ 検討経過

時期	内容
平成28年 10月	第1回 犯罪被害者等支援の検討課題 など
12月	第2回 犯罪被害者等ニーズ調査 など
平成29年 2月	第3回 犯罪被害者等支援条例（仮称）骨子案 など
5月	第4回 犯罪被害者等支援施策 など
7月	第5回 犯罪被害者等支援条例（仮称）骨子案 など
8月	第6回 犯罪被害者等支援条例（仮称）案 など

ウ 主な意見

区 分	内 容
全般	<ul style="list-style-type: none"> ・ 検討課題は相談窓口、経済的支援、精神的支援の3つでよいと思う
条例	<ul style="list-style-type: none"> ・ 目的に支援の基本である「心に寄り添う」という言葉を入れて欲しい ・ 市民等の責務として、犯罪被害者等を「孤立させないようにする」ことを入れるとよい ・ 条文に個別の具体的施策まで書き込んで欲しい ・ 制度開始後の施策の見直しについて、期間とともに明記して欲しい
支援窓口	<ul style="list-style-type: none"> ・ 支援を必要とする犯罪被害者等が漏れなく相談を受けられるよう様々な手段で認知できるようにすべき ・ 支援にあたり市役所内で関係する部署との庁内調整をすることが大事 ・ 市役所の支援だけで全て解決するわけではないので、必要な支援を行う関係機関等へ繋ぐことが大事 ・ 初期対応におけるメンタルサポートが、結果的に中長期的に精神面への影響を及ぼす ・ 窓口には専任で専門性をもった職員を配置すべき
支援施策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施策の対象は、財産犯まで含むと件数が膨大になり制度を維持できない恐れがある ・ 犯罪被害者等が助けてもらったと実感できるとよい ・ 一部だが性犯罪を対象とすることは画期的だと思うが、それでも結局救えない人が相当いる ・ 損害賠償がなされないことに対する支援は、加害者に対する損害賠償請求の後押しにもなるかもしれない ・ 貸付金、立替支援金があるとよい ・ 犯罪被害者団体は支援機関として位置付けられているが、被害者の集まりなので支援も必要である ・ 支援を行う者の掘り起しが必要

(2) 犯罪被害者等ニーズ調査結果の概要

- ・生活・経済面について、「医療費などの負担が生じたか」や「家事などができなくなったか」の問いに対して、過半数があてはまる・ややあてはまると回答しており、費用負担の軽減や日常生活への支援が必要だと思われる
- ・心身の不調について、「無力感に苛まれた」との問いに対して約9割の人があてはまる・ややあてはまると回答しており、自由記述でも様々な精神的被害に関する回答があることから、心身の不調を軽減し、回復するための支援が必要だと思われる
- ・二次的被害について、約6割の人が二次的被害を受けたと回答しており、自由記述で心ない言葉や態度によって傷つけられた、十分な情報や説明等がなかった等の意見があったことから、犯罪被害者等が置かれている状況や心情、必要な支援等に関する啓発が必要だと思われる
- ・実際に相談した機関について、自助グループ、支援団体、警察と回答された方が多く、市役所などと回答された方は少ないことから、市役所などにおける犯罪被害者等支援に関する相談に加え、支援制度等についての周知も大きな課題だと思われる

(3) 検討内容

ア 目的

犯罪被害者等のための施策に関する基本理念を定め、市及び市民等の責務を明らかにし、施策の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等が必要とする施策を総合的に推進し、誰もが安全で安心して暮らせる社会の実現を図る

イ 定義

- ・「犯罪等」とは、犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう
- ・「犯罪被害者等」とは、犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう
- ・「二次的被害」とは、犯罪等により直接害を被るもの以外に、犯罪被害者等が被る経済的な損失、精神的な苦痛、心身の不調、プライバシーの侵害等の被害をいう

ウ 基本理念

- ・施策は被害の状況、原因、犯罪被害者等の置かれている状況その他の事情に応じて適切に講ぜられるものとする
- ・施策は犯罪被害者等が被害を受けたときから再び平穏な日常生活を営むことができるよう、支援等を途切れることなく受けることができるようにする

エ 市の責務

- ・関係機関等との適切な役割分担を踏まえて、支援施策を実施するとともに、支援に携わる人材の確保及び養成のために必要な施策を実施する
- ・犯罪被害者等の支援のための施策が円滑に実施されるよう、関係機関等と連携、協力する
- ・犯罪被害者等の支援のための施策を実施するにあたり、個人情報の保護及び二次的被害の発生防止に最大限配慮する

オ 市民等の責務

- ・市が実施する犯罪被害者等のための施策に協力し、犯罪被害者等を尊重し地域社会で孤立させないよう努める
- ・犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害することのないよう、二次的被害の発生防止に努める
- ・犯罪被害者等の就労及び勤務について十分に配慮するよう努める

カ 新たな犯罪被害者等支援の概要

区 分	内 容
相談及び情報提供等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 犯罪被害者等の相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等を行うための総合支援窓口を設置する
経済的負担の軽減等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 犯罪被害者等の経済的負担の軽減を図るために必要な施策を行う ・ 犯罪等の被害により日常生活を営むことに支障がある犯罪被害者等に対して必要な施策を行う
精神的被害からの回復に向けた支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 犯罪被害者等の精神的被害の軽減を図り、平穏な日常生活を営むために必要な施策を行う
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 二次的被害の発生防止の重要性、犯罪被害者等支援などについて、広報及び啓発を行う ・ 支援を担う人材を育成するため必要な施策を行う ・ 犯罪被害者等及び関係機関等から意見を聴き、施策に反映されるよう努める

6 他都市の状況

都市名	条 例 名
京都市	京都市犯罪被害者等支援条例（平成23年4月施行）
神戸市	神戸市犯罪被害者等支援条例（平成25年4月施行）
堺市	堺市犯罪被害者等支援条例（平成25年4月施行）
岡山市	岡山市犯罪被害者等基本条例（平成23年4月施行）
明石市	明石市犯罪被害者等の支援に関する条例 （平成23年4月施行、平成26年4月改正）

7 今後のスケジュール

平成29年10月～11月	パブリックコメントの実施
平成30年 2月	条例案上程